

置実現を目ざし、市民の啓蒙や、市・県への陳情など、積極的な活動をしている。

その他須賀川市・相馬市等でも準備が進められており、若松市でも近年中に実現したい希望が見えるようである。しかし、一般の農村地帯では、まだまだこうした気運は見えず、全然話題になっていない管内もある。

## 第一〇節 学校図書館法による事業をどう進めたか

学校図書館法に基づく「学校図書館図書その他整備費国庫負担」の制度は、昭和二十九年度から五か年計画をもって施行され、本県における学校図書館もこれに伴って漸次充実してきている。

### 一、昭和三十一年度負担金本県配分内示額

○総額 四、八一六千円  
 (二十九年度 七、六八〇)  
 (三十年度 五、二六七)

(内訳)

小学校 三、〇四四千円

(前年度より約一割減)

中学校 一、二八五〃

(約二割減)

高校 三五〇〃

(約三分増)

盲ろう校 一三七〃

(約一割増)

つぎに研修面についていえば、三十一年二月十五日に、福島第四小・中学校を会場として、「特殊教育研究会」が開催された。そこでは、特殊学級経営の問題と、普通学級における特殊児童生徒取扱いの問題がとりあげられ、きわめて効果的であったが、なお今後はさらに専門的な技術面(診断指導)の研修が必要があらう。

### 二、交付対象校の選定

◎小中学校

A 対象指定希望校について各出張所毎に次記条件のもとに充実度の低い学校から推薦順位を付して選定。

(イ) 現有率が基準量の八〇%以下に該当すること。

(ロ) 基準以上に高めようとする熱意のある学校であること。

(ハ) 一地域に偏せず僻地校を優先的にとり扱うこと。

B 右により推薦された希望学校の中から、なるべく広範囲に指定する趣旨をもって、条件に合致した学校はできるだけ対象校として選定した。

C 配分額は文部省の配分要領に従い学校規模別に不足数量を勘案し、配分内示額を比例配分して算定した。

指定希望および交付対象校の状況は別表のとおりである。

(別表I) 昭和31年度 学校図書館その他整備費交付校数

出張所名		信夫	伊達	安達	安積	岩瀬	西白	東白	石川	田村	北会	南会	西沼	耶麻	石城	双葉	相馬	合計
小学校	学 校 数	57	35	34	39	24	30	23	27	46	33	18	38	28	65	22	32	551
	29年度申請校数	10	8	7	7	5	5	4	5	9	6	4	8	5	11	4	6	103
	30年度交付希望校数	14	5	7	6	5	6	6	5	8	5	3	4	5	8	4	6	93
中学校	学 校 数	44	22	23	27	16	22	15	16	25	25	15	26	26	42	17	26	387
	29年度申請校数	8	4	5	6	3	4	2	3	4	5	3	5	5	8	3	5	73
	30年度交付希望校数	4	2	3	3	2	2	1	2	2	3	2	3	3	4	2	3	40
	31年度交付希望校数	8	6	6	4	4	5	2	3	6	4	2	5	8	11	6	3	86
	31年度交付校数	5	3	1	3	3	2	1	2	3	3	2	4	5	6	3	2	47

A ◎高等学校 交付対象指定希望の学校につき、そ

B 配分額算定の方法は小・中学校と同じ。  
 の現有数量を調査し、基準数量の九〇%以下に該当するものを取りあげ、充実度の低いものから順位をつけて一〇校を選定した。  
 なお、高校は定通法との関係により、通常課程の学校及び定時併置のものに限られている。(29、12、28付次官通達)

(別表II) 昭和31年度 学校図書館国庫負担金に係る充実計画

学校種別	校数	充 実 計 画	申請額	設置者負担額	申請額内訳		
					図 書	書 架	カ ー ド ケ ー ス
小学校	93	6,448,188	3,044,000	3,404,188	2,783,816	244,320	15,864
中学校	47	2,910,686	1,285,000	1,625,686	1,157,165	120,387	7,448
高等学校	10	700,000	350,000	350,000	316,760	33,030	200
盲ろう学校	4	274,000	137,000	137,000	131,250	4,900	850
合 計		10,332,874	4,816,000	5,516,874	4,388,991	402,637	24,372